

## 逗子市地域共生会議設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地域共生社会の実現に向けて、全ての市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、行政と多様な主体との連携及び協働による支え合いの地域づくりを包括的に進めるため、多角的な視点に基づく企画立案及びその評価を行う場として、逗子市地域共生会議（以下「地域共生会議」という。）を設置するに当たり、その組織及び運営に関して必要な事項を定める。

### (所掌事務)

第2条 地域共生会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域資源開発及びその手法の検討
- (2) 関係機関のネットワーク構築及びニーズと取組のマッチングに関すること。
- (3) 複雑・複合的課題への多機関協働による相談支援包括化に関すること。
- (4) その他地域共生会議が必要があると認める事項

### (組織)

第3条 地域共生会議は、全体会とワーキング部会をもって構成する。

2 全体会の構成員は、次に掲げる逗子市内の団体等から推薦又は選出された者とする。

- (1) 高齢・障がい・子ども・地域・医療・介護分野の相談支援機関及び団体
- (2) 地域福祉に精通する機関及び団体
- (3) 地域で活動する機関及び団体
- (4) 関係行政機関
- (5) その他市長が必要があると認める者

3 ワーキング部会は、全体会の構成員が指名する検討課題に精通した者により構成する。

### (会長)

第4条 地域共生会議に会長を置く。

- 2 会長は、福祉部長をもって充てる。
- 3 会長は、地域共生会議を代表し、会務を総理する。
- 4 会長が出席できないときは、あらかじめ会長の指名する者がその職務を代理する。

### (協力の要請)

第5条 会長は、特に必要があると認めるときは、構成員以外の者に対し、全体会及びワーキング部会の参加、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(会議の運営)

第6条 地域共生会議は、会長が必要があると認めるときに開催する。

2 会長が必要があると認めるときは、全体会又はワーキング部会に地域福祉及び医療に知識経験を有するアドバイザーを置くことができる。

(庶務)

第7条 地域共生会議の庶務は、地域共生事務を所掌する課かいにおいて処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、地域共生会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が地域共生会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。